第五節　都市型ロープレスキュー器具による渡過操法

（渡過ロープの設定要領）

第百五十一条　都市型ロープレスキュー器具による渡過のためのロープ等（以下この章において「ブリッジ線」という。）の設定要領は、次の各号に定めるところによる。

一　係留点は、綿密に点検し、ロープ等の結着は、次に定めるところにより一本ずつ二箇所に又は一箇所に二本行い、二重の安全措置を講ずるものとし、必要に応じて係留点を追加するなど、確実に設定すること。

ア　一本ずつ二箇所



イ　一箇所に二本



二　渡過施設は、渡過員がロープに宙吊りになっても、地物に接触することのない場所を選ぶこと。

三　ブリッジ線は、原則として二系統をあわせ、展張は一本ずつ行うこと。

（操法実施上の留意事項）

第百五十二条　第四条及び第百三十九条に定めるもののほか、都市型ロープレスキュー器具による渡過操法を実施するときは、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

一　渡過員は、二系統をあわせ、ショックアブソーバ付きランヤードにつながれたカラビナ及びカラビナ、二重滑車等を設定し、二重の安全措置を講ずること。

二　渡過訓練は、低所から高所へと練度に応じて段階的に実施すること。